

【永田浜ウミガメ観察ルール2012】について

(1) 背景

平成 20 年度に永田浜ウミガメ観察ルールが策定され、平成 21 年度に当該ルールの改訂がなされた。主な変更は以下の通り。

- 適用期間の開始日を 5 月 15 日から 5 月 1 日に前倒し
- 永田浜への立入制限時間を明記 (19:30 から翌朝 5:00)
- 夜間臨時開館について、ボランティアスタッフが足りない場合は、実施しないことを明記 (実施しない場合は、永田浜への立ち入りは制限される。)

(2) 検討が必要な事項

① 立ち入り制限に関する記載について

永田浜ウミガメ観察ルールは自主ルールであるため、当該ルールに記載された制限に法的根拠はない。これまでは、エコツーリズム推進法に基づく永田浜での利用制限の導入が検討されてきたため、当該ルールの中に立入制限に関する記載をしていた。しかし、現時点でエコツーリズム推進法に基づく利用制限の導入の目処が立っていないため、制限について柔軟な表現に変更する必要がある。

② ルールに定められた夜間臨時開館の実施について

永田浜ウミガメ観察ルールの目的である「永田浜を利用する全ての方に対して、ウミガメ保護と適正な利用のためのより説得力のある発信を行うこと」を達成するために必要な夜間臨時開館が、平成 23 年度は 3 回しか実施されず、当該ルールに基づく利用が十分になされていない。当該ルールに基づいた利用を確実に体験して頂くために、夜間臨時開館に関する記述を変更する必要がある。

(3) 平成 23 年度第 1 回協議会の検討事項

第 1 回会議では、立ち入り制限に関する記載について検討する。

※夜間臨時開館の実施については、永田浜ウミガメ観察ルールの改訂だけでなく、夜間臨時開館の実施体制についても併せて検討する必要があるため、今回は検討しないこととする。

(4) 永田浜ウミガメ観察ルール 2012 に関する修正の方針 (案)

① 「夜間のみ適用されるルール」の「利用制限に関するルール」について

○「必ず」という文言の削除

現行 : 観光客・利用者に必ずレクチャーを受けてもらう

修正案 : 観光客・利用者にレクチャーを受けてもらう

現行 : 旅行会社やガイド事業者も必ず守る必要があります。

修正案 : 旅行会社やガイド事業者も守る必要があります。

○黒枠内の文章の修正

現行 : 浜への自由な立ち入りを制限します。

修正案 : 浜への立ち入りはお控えください。

現行 : 時期により以下について守ってください。

修正案 : 時期により以下についてご協力をお願いします。

○「5月1日～5月14日に訪れる方」の説明文の修正

現行 「浜へは立ち入らないで下さい」

修正案 「浜への立ち入りはお控えください」

○「5月15日～7月31日に訪れる方」の説明文の修正

現行 : 【ウミガメ観察会】に必ず参加してください。

修正案 : 【ウミガメ観察会】に参加してください。

② 「夜間のみ適用されるルール」の「観察に関するルール」について

○共通ルールの項目名の修正

現行 : 1. 事前に必ずレクチャーを受けること

修正案 : 1. 事前にレクチャーを受けること

※詳細については、参考資料2を参照。